

# 一般社団法人 gid.jp 日本性同一性障害と共に生きる人々の会 会費規程

平成 23 年 2 月 4 日 設立

平成 23 年 4 月 23 日 改正

(目的)

第 1 条 一般社団法人 gid.jp 日本性同一性障害と共に生きる人々の会（以下「当法人」と言う）における、入会金および会費については、法律や定款に特別の定めがある場合の他、この規程による。

(入会金及び会費)

第 2 条 正会員の入会金および年会費を以下に定める。

- (1) 入会金 無料
  - (2) 年会費 5,000 円
- 2 一般会員の入会金および年会費を以下に定める。
- (1) 入会金 無料
  - (2) 年会費 無料
- 3 賛助会員の入会金および年会費を以下に定める。
- (1) 入会金 30,000 円
  - (2) 年会費 一口 10,000 円で、一口以上
- 4 年度の途中で入会した者であっても、年会費は同額とする。
- 5 納入された入会金及び会費は、いかなる理由があっても返還しない。

(会費の納入)

第 3 条 年会費は、新しい事業年度の開始から 2 ヶ月以内に支払うものとする。

- 2 年度の途中で入会した者は、入会金および年会費を、入会申込みを行った日から次の月末までに支払うものとする。
- 3 入会金および年会費の支払いは、指定された口座への銀行振込によって行う。振込手数料は、会員の負担とする。

(会費の免除)

第 4 条 正会員の内、以下に定める者は会費を免除する。

- (1) 理事および監事
- (2) 支部長および副支部長
- (3) 本部各局長
- (4) 世話人の内、理事会で認められた者
- (5) 本部各局員で、理事会で認められた者
- (6) その他理事会で認められた者

(変更)

第 5 条 この規程は、定款第 13 条の規定により、会員総会の決議によって変更することができる。

(施行日)

第 6 条 この規程は、平成 23 年 4 月 23 日から施行する。